（５）児童扶養手当

問合せ先　子ども支援課子育て支援班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

ひとり親世帯などで、１８歳未満の児童を養育する人（母親など）で、定められた所得などの要件を満たす人に支給されます。

令和５年４月現在

支給額	児童１人の場合	全額支給　月額　４４，１４０円 一部支給　月額　４４，１３０円～１０，４１０円
	児童２人の場合	「児童１人の場合」の金額に 全額支給　月額　１０，４２０円 一部支給　月額　１０，４１０円～５，２１０円　を加算
	児童３人目以降	「児童２人の場合」の金額に１人につき 全額支給　月額　６，２５０円 一部支給　月額　６，２４０円～３，１３０円　を加算
支 給 月		１月、３月、５月、７月、９月、１１月
支給方法		金融機関への口座振込

《要件の主なもの》

① 父母が離婚し、父または母と生計が同じでない児童
② 父または母が死亡した児童
③ 父または母が重度の障害にある児童
④ 父または母の生死が不明な児童
⑤ 父または母から１年以上遺棄されている児童
⑥ 父または母の申立てによりＤＶ保護命令を受けた児童
⑦ 父または母が１年以上拘禁されている児童
⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
⑨ その他（棄児など）

○次に該当する方は支給されません

・児童が児童福祉施設に入所している方
・受給資格者が障害年金受給者の場合は子の加算部分が、障害年金以外の公的年金受給者の場合は、その受給額が児童扶養手当額を上回る方

○申請には、認定請求書、戸籍謄本、預金通帳、その他請求に必要な様式等が必要です。

（６）特別児童扶養手当

問合せ先　子ども支援課子育て支援班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

心身に中度または重度の障がいのある２０歳未満の児童を養育している父、母、もしくは父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

○申請に必要なもの

（１）特別児童扶養手当認定請求書　（２）児童の就学状況についての申立書
（３）医師の診断書　（４）戸籍謄本　（５）貯金通帳
（６）同一住所地の居住者等に係る申立書

○次のような場合は支給されません。

・児童が児童福祉施設に入所している場合
・児童が障がいを理由として公的年金を受けることができる場合
・受給資格者、扶養義務者に一定以上の所得がある場合

○手当の額（令和５年４月現在）

１級（児童１人につき）……　月額　５３，７００円
２級（児童１人につき）……　月額　３５，７６０円

※手当の等級は、手帳の等級と範囲が異なりますので、ご注意ください。

○支給月

４月、８月、１１月（年３回）

○支給方法

金融機関への口座振込